

No.	実施要領項目	質問	回答
1	交付対象者	令和6年12月31日以前までは事業運営を休止しており、令和7年1月1日以降に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。
2	交付対象者	令和7年1月1日の時点では事業運営していたが、令和7年1月2日から令和7年1月31日まで、事業所側の都合で事業運営を休止していた。 その後、申請日前の令和7年2月1日に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。	交付対象外となります。
3	交付対象者	令和7年1月1日の時点では事業運営していたが、令和7年1月5日から2週間、従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したため、新型コロナの感染症拡大防止のため、自主休業していた。 この場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等により患った利用者或いは従事者等が発生したため、感染拡大防止の観点から、事業所（法人）の判断で一定期間（概ね1か月未満）休業した場合であっても、交付対象とします。 ただし、感染症の影響により利用者が減った、感染を恐れて事業所を休業しているといった理由の場合は交付対象外となります。 ※新型コロナウイルス感染症のり患の有無は、各事業所が介護保険課に提出している「陽性発生報告書」で判断します。
4	交付対象者	令和7年1月1日の時点ではA法人のサービス事業所として事業運営していたが、令和7年2月1日で事業譲渡があり、運営がB法人となった場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合の申請は、申請日時点の法人で行っていただきます。
5	交付対象者	令和7年1月2日以降開設の事業所は交付対象となるか。	交付対象外となります。 月割りでの交付（支給）も想定しておりません。
6	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、例えば訪問介護と居宅介護支援、通所介護を運営している場合、それぞれ交付対象となるのか。	それぞれ交付対象となります。 左記質問の場合、訪問系サービスが2事業所、通所系サービスが1事業所となりますので、支援金の総額は216,600円（18,700円＋18,700円＋179,200円）となります。
7	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、通所介護と通所型相当サービスを運営している場合、それぞれ交付対象となるのか。	交付対象となりません。 左記質問の場合、通所系サービスが1事業所となり、支援金は179,200円となります。
8	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、訪問入浴介護と（介護予防）訪問入浴介護を運営している場合、それぞれ交付対象となるのか。	交付対象となりません。 左記質問の場合、訪問系サービスが1事業所となり、支援金は18,700円となります。
9	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、福祉用具貸与と特定福祉用具販売を運営している場合、それぞれ交付対象となるのか。	交付対象となりません。 左記質問の場合、訪問系サービスが1事業所となり、支援金は18,700円となります。
10	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、介護保険課と障害福祉課が所管するサービス事業を行っているが、それぞれ交付対象となるのか。	それぞれ交付対象となります。 ただし、この場合の申請は、介護保険課、障害福祉課それぞれに行っていただくこととなります。
11	交付対象者	有料老人ホームを運営しているが、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定も同時に受けている。この場合の支援金の交付はどのようなになるのか。	入所系サービスの場合は、施設の定員（床数）に応じて、定員一人あたり17,300円を交付することとなります。 例えば、100床定員の場合は、17,300円×100＝1,730,000円が交付されることとなります。

			※１００床のうち、全床が有料老人ホームであるか、特定施設入居者生活介護であるかは問いません。 ２０床が有料、８０床が特定であったとしても、１００床として算定します。 ※定員に関しては、介護保険課への指定、届出の際に提出いただいている人数で申請願います。 当課でも届け出ている定員数をもって判断いたします。
12	交付対象者	令和６年１２月１日から、利用者負担を増加したが、本支援金を活用するため、令和７年１月１日から申請日前までの増加分を利用者に返還する予定でいる。 この場合、支援金申請にあたって挙証資料を提出する必要はあるか。	申請にあたって、増加分を返還した挙証資料を提出いただく必要はございません。 ただし、必要に応じ（例えば、利用者から負担増の返還がないにもかかわらず、法人側が支援金を受領しているといった訴えがあった場合）、介護保険課から挙証資料の提示を求めることとなりますので、各法人（事業者）におかれましては、遺漏のないようお願いいたします。 なお、介護保険課からの求めに対し、挙証資料の提示等ができない場合、実施要領８の「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に該当する可能性がありますので、ご注意願います。
13	交付対象者	令和７年３月３１日まで、事業運営を廃止、休止する予定はないが、万が一、廃止、休止となった場合はどうなるのか。	原則、実施要領８「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に基づき、返還いただくこととなります。ただし、実施要領２－（３）にも記載のとおり、法人側の都合ではなく、やむを得ない事情がある場合なども想定されますので、実施要領８の適用に関しては、その都度、諸事情を聴取のうえ判断することとなります。
14	交付対象者	各法人が受領した支援金に関し、各事業所への振り分け、対象経費への充当はどのように行うのか。 また、各事業所へ振り分けたことの挙証資料を提出する必要はあるか。	各事業所への振り込み等に関しては、各法人の方法によりご対応願います。 振り込む支援金の額については、実施要領で定める額としてください。 例えば、訪問系サービスと通所系サービスを１事業所ずつ運営していることから、合計１９７，９００円の支援金の交付を受けたにも関わらず、９８，９５０円ずつ振り込むような対応はできません。訪問系サービスには１８，７００円、通所系サービスには１７９，２００円振り込む対応をお願いします。 ただし、法人本部が一括して各事業所の光熱費等の支払いを全て行っている場合はこの限りではありません。 なお、挙証資料の提出は求めませんが、こちらも介護保険課からの求めに対し、確認することができなかった場合は、返還対象の可能性がありますので、ご注意願います。
15	支援金の額等	支援金の交付は、１法人につき１回限りとしているが、申請手続きは１度限りということか。	お見込みのとおりです。 本支援金は、短期間で申請した全ての事業所に交付するため、「１法人につき１回限り」としております。 例えば、市内で複数の訪問介護事業所や、特定施設入居者生活介護を運営する株式会社ニチイ学館さんの場合、その全ての事業所の支援金額を取りまと

			めていただくこととなり、ほかにも市内で複数のサービス付き高齢者向け住宅と通所介護事業所を運営している法人の場合など、介護保険法による指定、高齢者の居住の安定確保に関する法律による登録と各法に関わらず取りまとめていただき、申請いただくこととなります。 取りまとめの内容（記載）に関しましては、別添記入例の事業所一覧（別紙１）を参照のうえ、ご対応願います。
16	支援金の額等	支援金の交付は、１法人につき１回限りとしているが、申請にあたり、例えば、１事業所の記載を失念した場合、後から追加申請することは可能か。	１法人１回限りの交付としているため、既に交付決定により支援金が交付されている場合は、不可とします。申請したのち失念に気づいた場合、交付を受ける前であれば、一度ご提出いただいた申請書を取り下げてから、改めて申請書を提出することは可能です。 こうしたことから、各法人におかれましては、申請の際に記載漏れがないよう十分ご注意ください。 なお、申請受付業務等を行う介護保険課では、事業所の記載漏れの確認までは行いませんので、あらかじめご了承ください。 ※介護保険課では、あくまでも申請書に記載されている内容に不備がないか（申請者は適当か、振込先と申請者は同一か、同一でない場合、委任状は正しいか、金額は正しいか、指定等を受けていない事業所名が記載されていないか、介護予防の事業が記載されていないか、定員数に乖離がないかなど）の確認を行いますので、事業所の記載漏れまでは確認いたしません。
17	支援金の額等	入所系の定員数の考え方について、当施設では、特別養護老人ホーム１００床、短期入所生活介護２０床の合計１２０床となっている。 この場合の支援金の申請額は、１７，３００円×１２０床でよいのか。	短期入所生活介護のサービス提供部分（施設）が、併設型であるか、（特養の）空床利用であるかで異なります。 （併設型） 短期入所生活介護が、併設型の施設である場合は、左記質問のとおり、１７，３００円×１２０床となり、２，０７６，０００円の支援金となります。 （空床利用） 一方、短期入所生活介護が、特別養護老人ホームの空床利用の場合は、特別養護老人ホームの１００床のうち、２０床を短期入所生活介護として利用しているため、あくまでも床数は１００床となることから、１７，３００円×１００床として、１，７３０，０００円の支援金となります。 ※介護老人保健施設と短期入所療養介護の場合も同様です。 ※類似ＱＡ No.１１参照。

18	支援金の額等	当事業所は、市内で訪問看護事業所を運営しているが、越谷市で平成28年3月1日に制定した「サテライト事業所の設置に係る取扱指針」に基づき、サテライト事業所を併せて設置している。 この場合、支援金の申請額は、本体事業所のほか、サテライト事業所の分も併せて（2事業所分 18,700円×2事業所＝37,400円）支給されるのか。	2事業所分（37,400円）支給されますので、事業所一覧（別紙1）の欄に「〇〇〇〇訪問看護（本体）」と「〇〇〇〇訪問看護（サテライト）」の2事業所分を記載のうえ、申請書を提出してください。 ただし、サテライト事業所として認められるのは、左記質問にもある、本市で平成28年3月1日に制定した「サテライト事業所の設置に係る取扱指針」に基づき、当課へ変更届出書を提出している場合に限りますので、ご注意ください。
19	交付申請	交付申請の方法はどのようにするのか。	介護保険課宛への電子メールか、直接窓口への持参又は郵送の三通りとなります（郵送の場合は令和7年2月28日必着）。 なお、申請者と口座名義人が違う場合は、様式第1号の委任状欄の記載と押印が必要となりますので、ご注意ください。このため、申請者と口座名義人が違う場合の申請は、必ず介護保険課窓口での提出（持参）又は郵送となります。（電子メール不可）
20	交付申請	交付申請ののち、支援金が交付されるまでの流れはどのようなものか。	【交付申請書を介護保険課持参又は郵送の場合】 交付申請書 持参又は郵送で提出（法人） ↓ 受付、申請内容の確認（介護保険課） ↓ 受 理（介護保険課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書発送（介護保険課） ↓ 口座振込手続き（介護保険課） ↓ 支援金交付、対象経費へ充当（法人） 【交付申請書を介護保険課へ電子メールで送信の場合】 交付申請書 メール発信（法人） ↓ <u>受領メールを法人へ送信（介護保険課）</u> 受付、申請内容の確認（介護保険課） ↓ 受 理（介護保険課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書発送（介護保険課） ↓ 口座振込手続き（介護保険課） ↓ 支援金交付、対象経費へ充当（法人） ※<u>網掛け下線部</u>の受領メールに関しては、受付漏れを防ぐため、介護保険課からメール受信後三日以内（土日休日を除く）に、送られてきたメールアドレスに返信します。 各法人におかれましては、交付申請書のメール発信後、三日以内に返信がない場合は、必ず介護保険課に受付の有無を確認するようお願いいたします。

21	交付申請	法人名で申請を行うが、口座振り込みは、運営しているいずれかの事業所の口座に振り込むことは可能か。	可能です。 この場合の交付申請書は、介護保険課窓口への持参申請となり、かつ委任状への記載押印が必要となりますので、ご注意願います。
22	交付申請	A 社会福祉法人の理事長〇〇〇〇が、B 事業所の施設長を兼ねている。 振込口座の名義が、「B 事業所 施設長 〇〇〇〇」であった場合（肩書きが違う）、委任状を必要とするか。	委任状を必要とします。 氏名が同じであっても、肩書きが違う場合は、委任状の提出をお願いいたします。
23	交付申請	申請は、法人単位だが、振込に関しては委任状を添付すれば、複数に振り込むことは可能か。 例えば、A 法人が、B 訪問介護、C 訪問介護、D 通所介護を事業運営している場合、B、C、D の委任状を添付していれば、それぞれの事業所に振り込んでもらえるのか。	不可となります。 当該支援金は、多数の申請者に、できる限り速やかに振り込むため、一つの申請に対し、一つの振り込み（先）とします。 このため、左記質問に関しては、A 法人の口座に振り込むか、若しくは（委任状添付のうえ）B、C、D のいずれかの口座に振り込むかの対応となります。 振り込まれた後の対応につきましては、No. 14 をご参照願います。
24	交付申請	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型の定員の考え方は、施設を利用することができる登録者の数か、それとも実際に施設に宿泊することができる宿泊者の数か。	該当施設において、一度に宿泊させることができる宿泊者の数（※宿泊させるための設備〔居室〕の数と同数）を定員数とします。
25	申請期間	令和 7 年 3 月 1 日以降に申請したものは、交付対象となるか。	交付対象外となります。
26	交付決定等	支援金は、申請後、どのくらいの日数で交付（振り込み）されるのか。	支援金の交付は、介護保険課で申請書を受け付けたのち、その内容を確認し、適当であるとして受理した日から概ね 30 日以内に振り込む予定です。 各法人が申請した日（付）から 30 日以内ではありませんので、お間違いのないように願います。
27	実績報告	実績報告は提出しなくてよいのか。	実績報告書の提出は不要です。 ただし、関係書類等に関しては、補助金規則第 22 条の規定により、事業完了年度の属する年度の翌会計年度から 5 年間保存しなければなりません。この間、介護保険課から必要に応じて挙証資料の確認等を行う場合もございますので、各法人において関係書類を適切に保管いただきますよう、願います。